

訪問型介護予防事業業務委託事業者募集要領

1 名 称

訪問型介護予防事業業務委託

2 目 的

この事業は、生活機能の低下等により通所が困難である高齢者に対して、訪問型による介護予防事業を提供することにより、対象者の生活意欲向上や生活活動の維持・向上を図り、要支援・要介護状態への移行防止を目的とする。また、通所型介護予防事業への参加を促す等、地域社会との繋がりを築けるようにすることも併せて目的とする。

3 契約方法

市内を以下の2つのブロックに分け、ブロックごとに訪問型介護予防事業に関する業務を事業者へ委託をする。業務の詳細等は別紙仕様書のとおりとする。

委託料は訪問1回ごとの単価契約とし、回数に応じた額を支払うものとする。

事業者は3ヶ月ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に請求書、業務完了報告書及び実施状況一覧表を市に提出すること。なお、請求額は3ヶ月の間で訪問した回数に単価及び消費税を乗じた金額とする。

事業者の選定は、提案金額及びプレゼンテーションによる事業実施内容、安全管理体制等の評価を実施することによって決定するプロポーザル方式とする。

ブロック	担当地区
訪問の1	中央・横曽根・西・青木・上青木・前川・南平・南平みなみ・鳩ヶ谷東部・鳩ヶ谷西部
訪問の2	神根・神根東・芝・芝刈・芝西・新郷・新郷東・安行・戸塚・戸塚西

※担当地区は地域包括支援センターごとの区分けとする。

4 提案額上限（消費税を除く）

訪問1回（1日）あたり 金4,000円

※対象者1名につき原則3ヶ月で10回の訪問とし、契約期間内で各ブロック20名程度までとする。

5 応募資格

応募することのできる者は以下の要件を全て満たす法人等の「団体」とする。

- (1) 介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業についての企画・実施の能力があり、申込日において、介護予防事業に関し実績を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿に掲載されている事業者であること。
- (3) 申込日において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定されていない者であること。
- (4) 申込日において本市により指名停止の措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 事業内容等の調整が必要な場合に、即対応できる体制がとれること。

6 応募方法

(1) 応募書類配布

- ア 配布期間 令和5年2月14日（火）～3月3日（金）
- イ 配布方法 市ホームページに掲載

(2) 応募概要

- ア 応募期間 令和5年3月2日（木）午前9時～3月3日（金）午後5時まで
- イ 応募場所 川口市福祉部長寿支援課（第一本庁舎2階）
- ウ 応募書類Ⅰ（正本1部）

	提出書類
1	プロポーザル参加申込書
2	事業費提案書（2部） ※消費税を除いた金額
3	介護予防事業に関する実績
4	安全管理マニュアル及び個人情報保護対策
5	詳細な事業内容（アセスメント及び包括との連絡調整を含む）
6	事業を実施するにあたり使用する予定の帳票類（アセスメント様式、個別サービス計画書等）
7	従事予定者の資格証の写し及びその経歴書
8	保険に関する書類
9	法人の概要（資本金、従業員数、営業年数等）がわかる資料
10	財務状況がわかる資料（最新のもの）

※提出書類作成上の留意点

- ・1～2については市の書式、3～10については任意の書式で作成すること。
- ・8については加入予定の保険について補償額や内容が分かる書類とし、保険加入後は別途加入したことが分かるものを提出すること。
- ・提出書類は、全てA4版で作成し、縦型に左綴じとし、右端にインデックスシールを添付後、黄色のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に団体名を表示し提出すること。

エ 応募書類Ⅱ（5部）

上記3～8の書類から団体名を伏せたものを、左上ホチキス又はクリップ止めのうえ**5部**提出すること。

(3) その他

- ア 応募に関する必要な経費は応募事業者の負担とする。
- イ 応募書類の提出後に、内容を変更及び追加することはできない。
- ウ 応募を辞退するときは辞退届を提出すること。なお、その後の再応募は認めない。
- エ 質問受付期間以降の質問には応じない。
- オ 応募状況についての問い合わせには応じない。
- カ 委託先選定決定に関する書類等について、市に対して情報公開請求があった場合は、透明性の

確保の観点から公開する場合がある。

7 事前説明会

本募集にあたり、事前の説明会は実施しない。

8 プロポーザルプレゼンテーション

- (1) 期 日 令和5年3月9日（木）
- (2) 場 所 第一本庁舎 2階 201会議室
- (3) 日時の通知 令和5年3月6日（月）予定
- (4) そ の 他
 - ・プレゼンテーションの時間・詳細は応募書類を受付後、連絡をする。
 - ・プレゼンテーションの時間は説明20分、質疑応答10分の計30分とする。
 - ・プレゼンテーションに参加しない事業者は失格とする。
 - ・プレゼンテーション開始までに会場に到着していない場合でも、時間の変更は行わない。
 - ・パソコンを使用する場合は応募時に申し出ること。

9 質疑応答

質問の受付は質問書によりFAXで受け付け、回答は随時市ホームページに掲載する。

- (1) 質問受付期間 令和5年2月14日（火）～3月2日（木）
- (2) 質問回答期間 令和5年2月15日（水）～3月3日（金）

10 その他

- (1) 契約に関する事項については、川口市契約に関する規則（昭和38年規則第14号）に従う。
- (2) 本事業は、川口市議会において令和5年度予算が成立することを前提に実施するものであり、予算不成立となった場合には契約の締結を行わないものとする。

11 問い合わせ先

川口市福祉部長寿支援課地域ケア係

電 話：048-271-9745

FAX：048-259-7668